

要保存

2024年度（令和6年度）

保護者のための  
長浜小ガイドブック



長浜市立長浜小学校

〒526-0037

滋賀県長浜市高田町9番9号

TEL 0749-62-0070

FAX 0749-63-9925

URL <http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

# 目 次

I	学校生活について		
	1. 登下校について	.....	1
	2. 学用品について	.....	2
	3. 服装について	.....	4
	4. 長浜小学校生活のきまり・約束について	.....	5
	5. 欠席等の場合・急なお迎えについて	.....	7
	6. 日課表について	.....	10
II	学習教材の紹介について		
	1. eライブラリについて	.....	12
	2. Qubenaについて	.....	14
III	健康・安全について		
	1. 保健室からのお知らせ	.....	16
	2. 食物アレルギーの対応について	.....	18
	3. 個人情報の取扱いについて	.....	20
	4. 不審者への対策について	.....	21
	5. 非常災害時（台風等）における対応について	.....	22
IV	各種事務手続きについて		
	1. 就学援助制度について	.....	23
	2. 学費等の集金について	.....	26
	3. 学校給食について	.....	29
	4. 転校手続きについて	.....	30
	5. 日本スポーツ振興センター災害給付制度について	.....	31
V	その他の資料		
	1. 長小教育相談について	.....	32
	2. 悩み事相談機関について	.....	33
	3. メール配信について	.....	34
	4. 放課後児童クラブについて	.....	36
	5. 長浜小学校ホームページについて	.....	36
VI	保護者の方へ		
	1. 不登校について	.....	37
	2. いじめについて	.....	38
	3. 児童虐待について	.....	40
	4. ゲーム機・スマホ・インターネットの問題と危険性	.....	41
	5. iPadの使用について	.....	45

※ 長浜小学校ホームページにも掲載していますので、併せてご利用ください。

URL <http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

## はじめに

このガイドブックは、長浜小学校に入学、あるいは在籍する児童の保護者のみなさんに、長浜小学校の概要をお伝えするためのものです。

このガイドブックをご覧になり、学校生活についてご理解とご協力をお願いします。

また、詳しいことやご不明な点は、各担任および本校職員にお気軽におたずねください。

# I 学校生活について

## 1. 登下校について

登下校については、以下の内容で指導をしています。

交通安全については、学校でも十分に指導しますが、生命や身体にかかわることです。ご家庭でも特にご指導ください。

- (1) 登校は、登校班ごとに**午前8時から午前8時10分**をめどに集団登校します。
- (2) 下校は、学年の下校グループ（通学路が同じメンバー）で帰宅します。
- (3) 登下校は、きめられた通学路を歩いて、危ないところへ近づかないようにします。

※道路を渡る時は、遠回りでも信号機のあるところを横断します。

また歩道橋のあるところは、必ず歩道橋を渡ります。

（「高田の交差点」は、原則として横断しません。）

- (4) 交通ルールをしっかり守ります。
- (5) みんなの迷惑にならないように、自分勝手なことをしません。  
※集団登校に遅れないように集合場所に集まり、整列して登校します。
- (6) 雨天時の登下校については、1. 2年生は、原則黄色のカップ、3年生以上は雨傘を使用します。
- (7) **遅刻・欠席する場合は、必ず登校班の班長にその旨を連絡してください。**

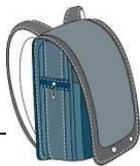
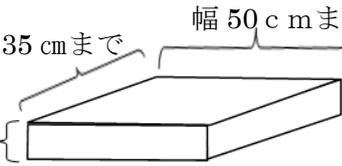
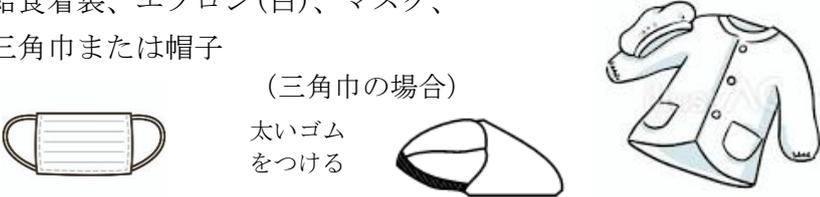
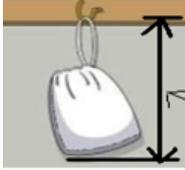
### 【長浜小学校区の自治会】

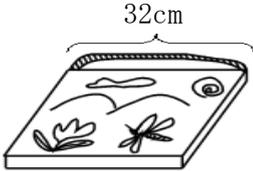
一の宮	神前上	神前東	月見ヶ丘	三の宮中
三の宮南	神前西	北門前	高田東	高田北
米川	宮	御堂前	金屋	錦南
片	ガラスブルー長浜	十軒	神戸	大手
横	東本	西本	南呉服東	南呉服南
公園新	公園	長浜駅西	大島	高田中
南片	高田	高田西	永保	紺屋
八幡	箕浦	北船南	北船北	北船東
栄船	船山	南船	上田	下田
田旭	中田	南新	八幡中山南	八幡東
南高田	三和	地福寺	八幡泉	南川
東高田	柳	宮司西	四ツ塚	勝北
弥高	平方南	平方北	平方	下坂浜
神前栄	三の宮北	御坊東		



## 2. 学用品について（新入児用）

### 1. 入学式までに準備いただくもの

かばん	ランドセルなどリュック形式のもの	
上ぐつ	白色 上靴 前面とかかと部分に 名前を必ず記入	
黄色のカッパ (1、2年) かさ (3年以上)	 <p>カッパかけにつりさげます。落ちやすいので、えりくびにひもをつけてください。つりさげやすいように、ひもは長めにしてください。</p> <p><b>※必ずお子さんの名前を書いてください</b> <b>※雨が降りそうなときは必ず雨具を持たせてください。</b> (くつ下の替えが ランドセルに入っているとよい。)</p>	
引き出し	木またはプラスチック製 幅 50 cm まで 奥行き 35 cm まで 高さ 7 cm まで	
ふでばこ	鉛筆 5 本 (B) 消しゴム(白) 赤鉛筆 1 本 すべてに名前の記入をお願いします。	
したじき	無地のものが好ましい。	
色鉛筆	1 2 色程度	
クレパス	1 2 色～1 6 色程度 (園で使用していたもので可)	
のり	スティックのりが望ましい。	
はさみ	先が少し丸みを帯びているもの。(キャップ付き)	
給食当番着	給食着袋、エプロン(白)、マスク、 三角巾または帽子 (三角巾の場合) 太いゴムをつける	
給食用具	おはし ナフキン コップ(われないもの) 歯ブラシ 机消毒用ふきん	 30cm 以内

ぞうきん	<u>上拭き用…1枚 下拭き用…1枚</u> (2枚ともにひもをつける) <b>洗濯ばさみ</b> 2個 ひもをつけて(10~15cmくらい) ぞうきんには「うえ」、 「した」の明記をして 必ず名前を記入してください。  
座布団	ゴムひもは、32cmぐらいで、 背もたれをくぐらせることができる長さ 
絵本バッグ	縦 持ち手の部分もあわせて35cmまで 横 35cmくらいまで 40cm以内 (園で使用していたもので可) 

## 2. 学校から支給、一括購入するもの

- (1) 教科書(国から支給されます。)
- (2) 学習ノート(2冊目からについては、通信等で連絡します。)
- (3) 名札(名札は学校で一括して購入し、入学式の日にお渡しします。)  
 ※名札は朝学校でつけ、下校時に学校において帰ります。
- (4) 連絡帳、連絡袋(入学当初にお渡しします。)



## 3. 学校からの連絡の後、購入していただくもの

- (1) 算数ランド
- (2) 図画工作科に関するもの・・・絵の具 筆 カラーペン 油粘土 粘土板  
 粘土ケースなど
- (3) 音楽科に関するもの・・・鍵盤ハーモニカ、または吹き口
- (4) 生活科に関するもの・・・探検バッグ

※算数ランド、粘土板、粘土ケース、油粘土、探検バックは入学説明会時に  
 販売済

## 4. その他

- (1) すべての持ち物に、学年・組・名前(ひらがな)を明記してください。
- (2) 兄や姉等が使用した物を使われる場合は、名前を連記するか、書き換えてください。
- (3) 学習に不必要なもの(キーホルダー・ねりけし等)は持ってこないようにしてください。

2年生~6年生については、新年度になりましたら、学年便りで準備物をお知らせしますので、お便りをご覧ください。

### 3. 服装について

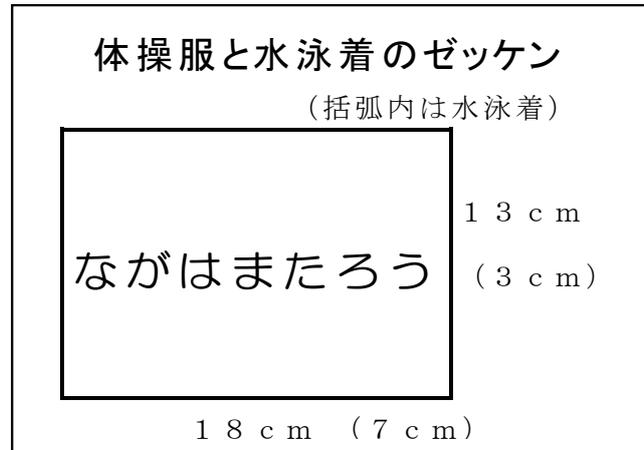
#### 1. 通学服

学習にふさわしい服装

#### 2. 体育の服装等

- (1) トレーニングシャツ半袖・長袖  
(指定のもの)
- (2) トレーニングパンツ短・長  
(指定のもの)
- (3) 赤白帽…ゴム紐をつける。
- (4) 体操服袋 (リュック型)

※半袖・長袖ともに背中に白い布でゼッケンをつけ、氏名を書いてください。  
低学年は、読めるようにひらがなでお願いします。



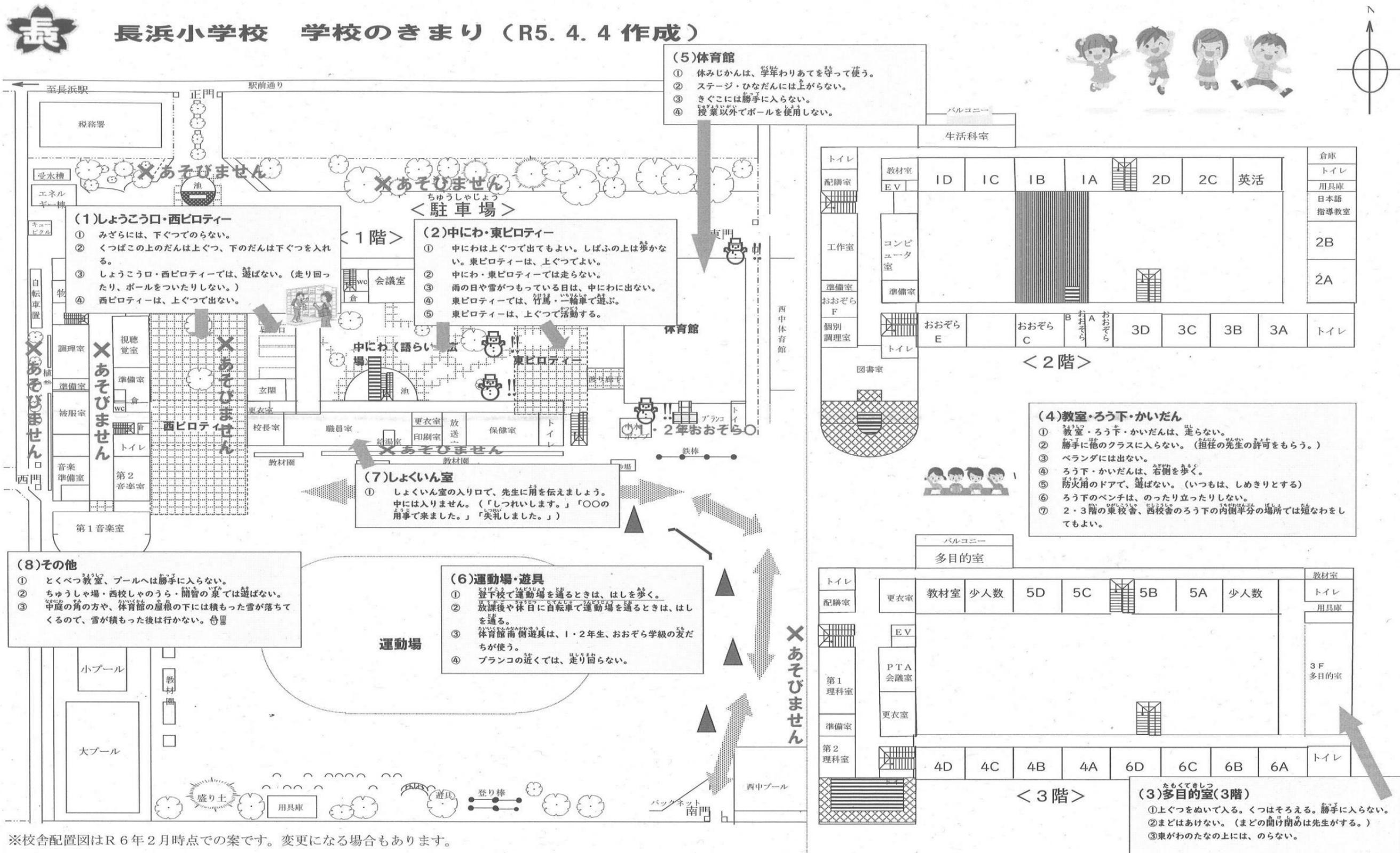
#### 3. 水泳着 (詳細は学年通信で後日連絡)

- (1) 水泳着…黒か紺色 金具や飾りのついていないもの。女子はスカート型でないもの。ひもがついている水泳パンツは、水でぬれると着替えの時にほどきにくくなるためゴムと入れ替えてください。
- (2) 水泳帽子…6年間同じ色のものを使用します。メッシュタイプで伸び縮みするものを用意してください。(学年で色を指定しています)
- (3) バスタオル…スカートのように輪になる物が便利です。
- (4) 袋…上記3点を入れるビニール袋
- (5) ゴーグル・ラッシュガード…必要な人は使用してください。

※水泳着、帽子ともに図を参考にして黒油性ペンで氏名を書いてください。



4. 長浜小学校生活のきまり・約束について 以下の内容で指導をしています。お知りおきください。



※校舎配置図はR 6年2月時点での案です。変更になる場合もあります。



# 長浜小学校 一日の流れの中でのやくそく・きまり (R5. 4. 4 作成)

## とうこう <登校>

- ・登校班の集合時刻におくれないようにする。
- ・安全に気をつけて、登校しよう。
- ・気持ちのいいあいさつを交わそう。

## ばこ <くつ箱>

- ・上のだんには上ぐつ、下のだんには下ぐつをそろえて入れる。

## あさ したく <朝の支度>

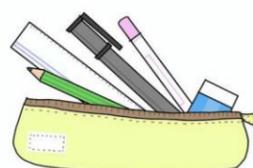
- ・登校したら、左むねに名札をつける。
- ・8:20には朝の支度を終えよう。

## がくしゅう <学習>

- ・学習の始まりの時こくを守る。
- ・持ち物のきまりを守る。(必要でないものはもってこない。)
- ・自分の持ち物には名前を書く。

## やすみじかん <休み時間>

- ・決められた場所のきまりを守って、なかよく遊ぼう。
- ・学校のをこわした時やこわれたものを見つけた時には、すぐに先生に  
れんらくしよう。
- ・「かぎ」のかかっているところは、勝手にあけません。
- ・なま水は飲みません。



- ・体育館の近くの遊具では、1・2年生・おおぞらの人しか遊べません。ブランコの近くは、あぶないので走り回りません。

## きゅうしょく <給食>

- ・給食の準備は、必ずエプロン・ぼうし(三角巾)・マスクを着用しよう。
- ・給食準備時間は、当番以外は静かにすわって待ちましょう。
- ・マナーを守って、静かにいただきますよう。

## <そうじ>

- ・そうじの時間になったら、すぐにそうじ場所へ向かってそうじにとりかかろう。
- ・時間いっぱいすみずみまで静かにそうじをしよう。



## げこう <下校>

- ・下校時刻を守り、すぐに下校する。(いつまでも校舎内にのこりません。)
- ・くつ箱では、くつをそろえて帰る。
- ・下校後は、特別な用がない限りは校舎内に入りません。(忘れ物などしないように気をつける。)
- ・やむをえず、忘れ物をした時には勝手に入らず、インターホンで学年、クラス、名前、用事を伝えて中に入りましょう。(午後6時半まで)

## 5. 欠席等の場合、急なお迎えについて

### 1. 欠席、遅刻、早退の連絡方法

病気や家の都合で学校を欠席・遅刻するときは必ず学校へ連絡してください。連絡方法は、Google フォームによる連絡をお願いします。右のコードを読み取って8時10分までに報告をお願いします。



なお、電話の場合は、午前7時40分～午前8時10分の間をお願いします。兄弟姉妹のある方は連絡帳でも結構です。

欠席、遅刻する場合は、必ず登校班の班長にも連絡をお願いします。

早退される場合は、連絡帳もしくは電話でお願いします。早退については児童の安全確保のため、保護者の方のお迎えをお願いします。

### 2. 特別な状況での欠席

#### (1) 出席停止に該当する感染症と診断された場合

病気で学校を休む場合に、お子さんがかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いにならない場合があります。これを※1「出席停止」といいます。

「出席停止」は学校での感染を防ぐためでもあります、何よりお子さん自身の治療と休養のためです。



下記の病気と診断された方は、「感染症罹患による欠席報告書」の用紙を学校よりお渡ししますので、医師の診断に従い、保護者が記入の上、提出ください。なお、長浜小学校ホームページから欠席報告用紙をダウンロードすることもできます。

#### 【主な、「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準】

学校保健安全法施行規則・第19条（出席停止の期間の基準）

感染症名	出席停止の期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。(症状が軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを示します)
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 * 報告書用紙裏面にインフルエンザ出席停止の目安が書かれていますので、参考にしてください。
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しん(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで。 (判断できないときは、学校を休み、医師にご相談ください)
咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭痛、結膜充血)が消退した後2日を経過するまで。

#### <出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡をお願いします。
- 2 医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。  
(出席停止期間は、欠席扱いになりません。)
- 3 登校する際は、医師の指示に従って登校してください。  
※保護者等の判断による登校ではありません。
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、登校時にご提出ください。



#### ※1 出席停止とは

集団感染を防止するため、学校保健安全法に基づき、学校医(医師)の意見を聞き、校長が命ずるものです。

#### 出席停止の期間

学校医(医師)の指示する期間、医師の許可があるまで休みます。



#### (2) その他の感染症について

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために、必要があれば学校長が学校医の意見を聞き、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の状況などを考慮した上で判断します。

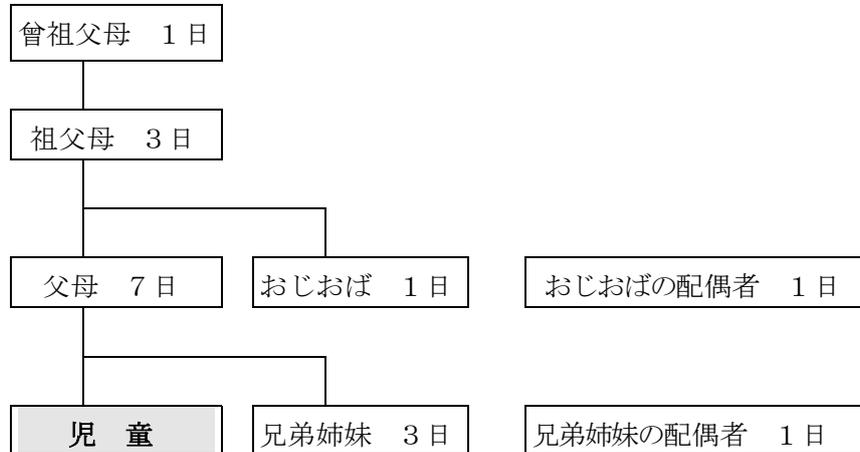
例) 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑  
手足口病、ペルパングーナ、ウィルス性肝炎

\* 学校保健安全法施行規則第18条より作成

参考文献：学校において予防すべき感染症の解説(文部科学省)

### 3. 忌引きになる場合

親戚などの身内にご不幸があったとき、それに関連して学校を休んだ場合、忌引き扱いとなり、欠席にならない場合があります。また、お子さんと亡くなられた方との続柄によって、忌引きになる日数が異なります。



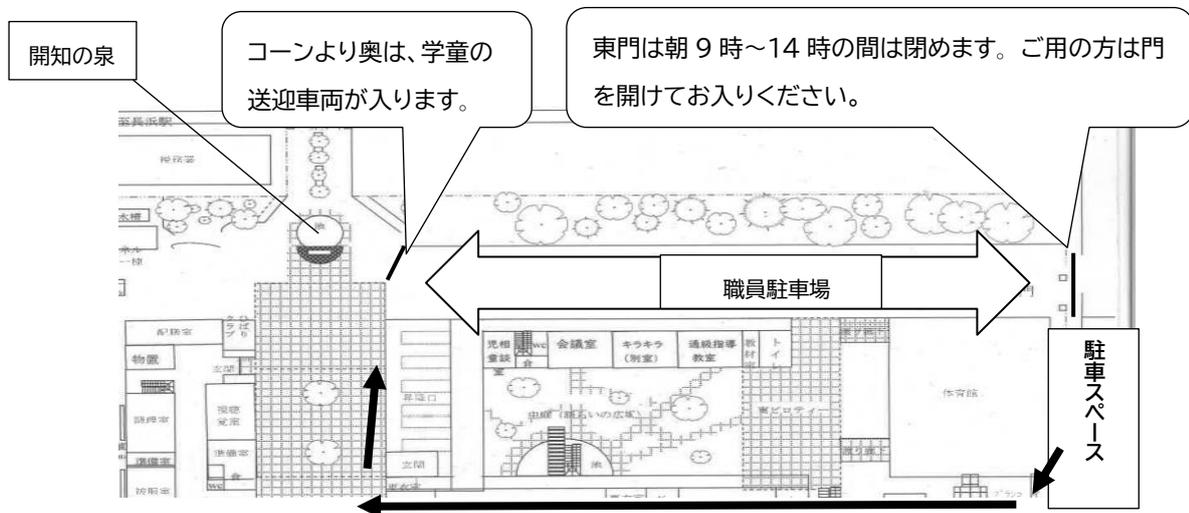
※なお、遠隔地に行く必要がある場合は、往復日数を加算することもできます。保護者からの連絡を受け、担任の方で把握します。

### 4. 急なお迎えについて

来校される前に必ず電話でその旨を学校へ連絡ください。来校されましたら、玄関口のインターホンで迎えに来られた旨をお話してください。職員が対応します。児童の引き渡しについては、職員室もしくは保健室で行います。

### 5. 車での送迎について

車での送迎は、原則控えてください。やむを得ず送迎される場合は、小学校体育館東側の駐車スペースをご利用ください。そして、校舎南側運動場を通過して昇降口まで送ってください。(近隣の施設・店舗等の駐車場および周辺道路への駐停車は大変迷惑をおかけすることになりますので絶対におやめください。)



## 6. 日課表について

### 1. 月・火・木・金曜日

日 課	時間 (分)	時 間
長小タイム	15	8:20～ 8:35
健康観察・朝の会	10	8:35～ 8:45
1校時	45	8:45～ 9:30
休憩	5	9:30～ 9:35
2校時	45	9:35～10:20
中休み	15	10:20～10:35
準備	5	10:35～10:40
3校時	45	10:40～11:25
休憩	5	11:25～11:30
4校時	45	11:30～12:15
給食	40	12:15～12:55
昼休み	25	12:55～13:20
掃除	10	13:25～13:35
準備	5	13:35～13:40
5校時	45	13:40～14:25
休憩	5	14:25～14:30
6校時	45	14:30～15:15
帰りの会	10	15:15～15:25
下校時刻		15:30
〈金曜日の委員会クラブ実施の時〉		
委員会活動・クラブ活動	14:40～15:25	
下校時刻	15:30	
1、2年生は、6校時はありません。(月火木金 下校時刻 14:40)		
3年生は、木が6校時です。(月火金 下校時刻 14:40)		
4～6年生は、月、木、金が6校時です。(火 下校時刻 14:40)		
火曜日は、全校5校時で下校します。		
下校時刻は、14:40です。		

## 2. 水曜日

日 課	時間 (分)	時 間
健康観察・朝の会	15	8:20～ 8:35
1校時	45	8:35～ 9:20
休憩	5	9:20～ 9:25
2校時	45	9:25～10:10
中休み	15	10:10～10:25
準備	5	10:25～10:30
3校時	45	10:30～11:15
休憩	5	11:15～11:20
4校時	45	11:20～12:05
給食	40	12:05～12:45
掃除	5	12:45～12:55
昼休み	25	12:55～13:15
準備	5	13:15～13:20
5校時	45	13:20～14:05
帰りの会	10	14:05～14:15
下校時刻		14:20

水曜日は、全校5時間 14:20下校となります。

※ 行事等により下校時刻が変更になる場合があります。

下校時刻（予定）については、毎月おたよりでお知らせしますので、ご確認ください。HPでもお知らせしています。

## Ⅱ 学習教材の紹介について

### 1. eライブラリについて

本校ではライズ社の「eライブラリ」という iPad を使った学習システムを導入しており、その中の家庭学習版「eライブラリアドバンス」を自由に利用することができます。家庭内の学習にすすんでご活用ください。

※「eライブラリアドバンス」のトップページを見るためには、インターネットの検索ページで「eライブラリ」または URL 「https://katei.kodomo.ne.jp/」を入力してください。



#### eライブラリアドバンスの使い方

##### (1) ログイン

おうちでeライブラリアドバンスの学習をするには、ログインする必要があります。学校コード、eライブラリアドバンスのIDとパスワードを入力して、[ログイン] ボタンをクリックしてください。

※「学校コード」「ID」「パスワード」は、それぞれのお子さんにお知らせしています。

ご不明の方は、担任にお尋ねください。

※「eライブラリアドバンス」のトップページにある「学校コード、IDを保持する」にチェックをしておくと、次回から学校コードとIDを入力する必要はありません。

##### (2) しっかり学習

ログインをしますと、お子さんのアドバンスのトップページが現れます。『しっかり学習』をクリックすると、自主学習用のドリルが表示されます。『ドリル(単元学習)』を選択すると、小学校1年から中学校3年までの各教科のドリルを選択することができます。ドリルの成績は、履歴として残るようになっていますが、学校の成績には全く関係ありません。該当学年ではない学年を選択して学習されても結構です。



※『りれきドリル』の内容

小学1・2年生 → 算数科・国語科

小学3年生以上 → 算数科・国語科・理科・社会科

### (3) 楽しく学習

アドバンスのトップページにあるもう一方の大きなボタン『楽しく学習』をクリックすると、右図のようなゲーム感覚で学習できるページがでてきます。



### (4) 対戦！マラソクイズ

アドバンスのトップページの下にある横長の大きなボタン『対戦！マラソクイズ』をクリックすると右図のページが出てきます。

全国のお友だちと同一問題の対戦ができ、ゴールの着順を教えてください。

※「対戦！マラソクイズ」をするには、初回にニックネームの登録が必要です。他のお友だちが使っていないだろうと思われるニックネームで登録してください。



### 【その他】

「eライブラリアドバンス」は、先に述べたように成績を履歴として残しておくことができます。

くわしくは、「eライブラリアドバンス」にログインをしていただき、「今日のりれき」をご確認ください。過去の履歴をご覧になりたい場合は、「しっかり学習」をクリックしていただき、「これまでの記録」を選択してください。

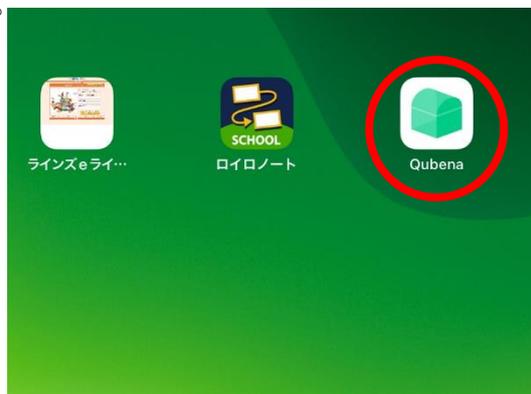


「eライブラリアドバンス」は、iPad である自主学習用のツールの1つです。その使い方については、それぞれのご家庭で、親子で相談しながらご活用してください。

## 2. Qubena について

長浜市では、3年生～6年生で株式会社 COMPASS の「Qubena」というタブレットを使った学習システムを導入しており、学校でも家庭でも自由に利用することができます。家庭内の学習にすすんでご活用ください。

サイト内へは iPad のホーム画面に追加されており、Qubena のタブからお入りください。



### Qubena の使い方

#### (1) ログインについて

おうちで Qubena の学習をするには、ログインする必要があります。学校選択、Qubena の ID とパスワードを入力して、[ログイン] ボタンをクリックしてください。

※「学校選択」「ID」「パスワード」は、それぞれのお子さんにお知らせしています。

ご不明の方は、担任にお尋ねください。

※ログイン画面下部にございます「Google でログイン」ボタンを押していただいてもログインが可能です。その際には、Google アカウントのパスワードを入力ください。

ご不明の方は、担任にお尋ねください。



#### (2) ホーム

ホーム画面を選択していただきますと、各教科の選択画面が出てきます。学習したい教科を選択してください。

※教科を選択していただくと、学年を選択する画面が出てきます。当該学年の学習から前学年の復習や次学年の予習をすることも可能です。



### (3) ワークブック

各学級の担任から、ワークブックを配信することができます。教科・単元を絞り、担任が子どもたちにつけて欲しいと思っている内容を集中して学習することができます。

※毎日の宿題や長期休業中の課題となることもございます。



### (4) 学習履歴

学習履歴のタブを選択していただくとお子様が学習された内容が教科ごとに確認できます。また、学習履歴の存在する日ごと、週ごと、月ごとに表示を切り替えて確認していただけます。

問題を選択すると、個別に復習することができます。また、「不正解のみ」にチェックを入れていただくと、まちがえた問題のみをフィルタリングすることも可能です。



### (5) 5分間復習

5分間復習では、過去に解いたことがある問題、およびそれに関連する問題の中から、AIが抽出した復習問題を学習することができます。

5分間復習には、教科ごとに復習問題を抽出する「通常モード」と、指定した範囲から復習問題を抽出する「計画モード」があります。



Qubena についてお困りのこと等ございましたら、下記の URL・QR コードから Qubena Navi にお入りください。

キュビナビへのアクセスはこちらから！  
<https://navi.qubena.com>



### 3. 長小プリントコーナーについて

このプリントコーナーの利用は、授業に使用するだけでなく、長小タイムや自主学習、隙間時間に子どもたちが活用できるようにしております。また、保護者の方にも自由に持ち帰っていただいて、家庭学習に活用していただけるようになっています。

「プリントコーナー」は、各学年の廊下に設置しています。



- 各学年に棚（合計40段）を  
1年—生活科室  
2年—日本語教室前  
3年—3Cと3Dの間  
4年—PCⅡ室  
5年—旧英活  
6年—3多目前 に配置

<内容の例>

- (1) 100ます計算（たし算、ひき算、かけ算）
- (2) 50ます計算（たし算、ひき算、かけ算）
- (3) 漢字プリント（各学年）
- (4) 算数単元別プリント（各学年）
- (5) 他教科の基礎プリント（各学年）

〈プリントコーナー利用についてのお願い〉

- ・ケース内のプリントが残りわずかになった時は、本校職員にお知らせください。
- ・特に、ケース内のプリントが残り1枚になった時は持ち帰らず、必ずお知らせください。増し刷りをしてお渡しします。

### Ⅲ 健康・安全について

## 1. 保健室からのお知らせ

### 1. 就学前に身につけさせたいこと

#### (1) 基本的な生活習慣

学校での子どもたちの様子を見ると、生活の乱れが情緒の不安や勉強不振につながっていると感じます。生活習慣や毎日の生活のリズムは心理面や身体面に大きな影響を与えます。生活リズムが乱れると健康にも異常をきたします。お子さんが、学校生活を楽しく生き生きと過ごすために、家庭での生活が安定していることが大切です。入学、新学期までによい生活習慣が身につくようにしましょう。

#### (2) 生活のリズム

- ・起床 曜日に関係なくいつも決まった時刻に起き、起床後顔を洗ってからだを目覚めさせましょう。
- ・朝食 朝食は、午前中の勉強を支える脳の栄養です。また、遊んだり運動したりするエネルギーになります。必ず朝食は食べてくるようにしましょう。
- ・歯磨き 食後には歯磨きをする習慣をつけましょう。
- ・排便 朝食後など毎日、トイレへ行く習慣をつけましょう。
- ・運動 学童期は、発育がめざましく体力づくりの大切な時期です。天気のよい日はなるべく外でからだを使って遊ぶようにしましょう。(太陽の光は骨を強くします。)
- ・睡眠 低学年では、10時間程度の睡眠をとることが必要です。大人の生活につきあって、就寝時刻が遅くならないように気をつけ、子どもに生活のリズムをつけるためにも早寝早起きを心がけるようにしましょう。
- ・手洗い 体を清潔にするとともに病気の感染を防ぐことが大切です。トイレの後、遊びの後、帰宅後、食事の前などに手洗い、うがいをする習慣をつけてください。また、毎日清潔なハンカチを携帯して、手を洗った後に使えるようにしましょう。

※むし歯等の治療の必要なお子さんは入学までに必ず治療を済ませておいてください。



### 2. 入学後の生活の中において

#### (1) 登校前の健康観察

登校直後から体の不調を訴え保健室へ来室するお子さんがいます。毎朝、家庭で健康観察をしてください。体温を必ず測り、お子さんの表情や食欲など様子を見ていただき、状況によっては医師の診察を受け、体調不良の時は家庭で休養をしてください。

(2) 学校感染症による出席停止 (P. 7 参照)

学校保健安全法により医師から下記の診断があった時は「出席停止」になり「感染症罹患による欠席報告書」が必要となります。用紙をお渡ししますのでお知らせください。または、長浜小学校ホームページよりダウンロードすることも可能です。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・百日咳・流行性耳下腺炎  
麻疹・風疹・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・流行性角結膜炎  
腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・その他の伝染病

(3) 保健室での休養

学校生活の中でのけがや病気などで、しばらく休養すれば回復すると思われる場合は、保健室で休養していただきます。(原則1時間)しかし、発熱や症状が重く、医師の診察が必要と思われる時は、連絡しますので学校までお迎えをお願いします。



(4) 緊急連絡カード

緊急連絡カードを入学後お渡しします。緊急な連絡が必要な時のカードです。連絡先やアレルギー体質について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。また、年度途中で、電話番号等変更があった場合は、速やかにお知らせください。保護者名については、お子さんが加入されている保険証の名義の方をご記入ください。

個人情報の保護には十分配慮しております。必ず連絡のとれる電話番号をご記入ください。\*お勤め先等の昼間に連絡が取れる連絡先を記入ください。

(5) その他

・「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」へ加入をお勧めします。されていますと学校の管理下でけがが発生した場合、保護者の方が医療保険を使って、1件のけがにつき1,500円以上支払われた場合、医療保険並の療養に要する費用4/10が支給されます。詳細については入学後お知らせいたします。加入いただきますようお願いいたします。



- ・学校で下着(パンツ)を汚された時は新しいものに替えていただきますので返却は新品の下着(パンツ)をお願いします。
- ・首から上のけがは、その状態にかかわらず保護者の方に確認していただき、保護者の判断により医師の診察を受けていただくことになります。

## 2. 食物アレルギーの対応について

子どもたちが毎日食する給食ですが、長浜市では、学校給食センターより配食されます。長浜南部学校給食センターでは、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対し次の対応を行っています。



- (1) 予定材料表の配布・確認
- (2) 除去食の提供
- (3) 一部代替食の提供

※除去食・代替食のできない場合は、お家より代替食のご持参をお願いします。

上記(1)(2)(3)のとおり、給食でのアレルギー対応を希望される場合には、書類の提出が必要となります。

年に一度、食物アレルギー調査を実施しておりますが、年度途中でも新たに食物アレルギーでの対応が必要となった場合は、その時点でお知らせください。

学校給食センターでの食物アレルギーに関する対応は次の通りとなります。内容をお読み頂いて、対応の必要がある場合は学校まで問い合わせください。

### 給食における食物アレルギーをもつお子さんへの配慮について

長浜南部学校給食センター

#### 1. 給食での対応について

園・学校で提供する給食は、学校給食センターで調理・配缶し、各園・学校に配送します。アレルギー対応食に関しても同様です。

希望される方へは、給食に使用する加工食品等について、成分表を公開します。

特定の食品に対してアレルギー症状を有する園児・児童生徒に関しては、保護者からの申請がある場合に限り、対応を検討します。

アレルギー対応食は、通常の給食献立を基本としています。

A：除去食の提供	アレルギーの原因となる食品を当日の献立の料理の材料から取り除き、個別に調理します。
B：代替食の提供	アレルギーの原因となる食品を除去した場合、料理として成立しないものや、栄養価が大きく不足するものは、通常の献立とは別の内容に変更します。
C：家庭からの持参	できる限りご希望にそって対応したいと考えておりますが、A・Bどちらの対応も不可能な場合、もしくは除去食・代替食の内容に同意していただけない等の場合は、家庭からのご持参をお願いします。

#### 2. 申請方法

- (1) 食物アレルギー疾患があり、給食時に配慮を希望する方は「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」「アナフィラキシー・食物アレルギー用」および「食物アレルギー対応 申請書」を園・学校に提出してください。

※学校生活管理指導表にかかる費用(文書料等)は条件により保険適用となります。

- (2) 給食の開始までに個別の面談を関係職員とさせていただきます。
- (3) 園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付しますので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名または、記名・押印をしていただき、速やかに提出をお願いします。
- (4) 「食物アレルギー対応同意書」の提出後、給食での個別対応が開始となります。

### 3. 毎月の給食献立について

食物アレルギー対応の申請があった方には、毎月「予定材料表」を園・学校を通じてお渡しします。各献立について使用材料名を記載していますので、確認をお願いします。

食物アレルギー対応の申請があった方には、毎月「除去食・代替食表」を園、学校を通じてお渡しします。必要事項を記入のうえ、学校に提出をお願いします。給食センターでは提供内容に同意された方に、食物アレルギー対応食を提供します。

### 4. アレルギー対応食の提供までの流れについて

- (1) アレルギー対応食を希望する保護者は医療機関を受診し「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉で診断、指示を受ける。

↓

- (2) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」〈アナフィラキシー・食物アレルギー用〉および「食物アレルギー対応申請書」を園・学校へ提出する。

↓

- (3) 申請書のあった園児・児童・生徒の保護者に対して、個別面談を実施する。  
(※前年度から継続の場合は必要と判断された場合に限りです)

↓

- (4) 園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付するので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名または、記名・押印をし、園・学校に提出する。

↓

- (5) ひと月分の給食の「予定材料表」で、保護者はアレルギーのある食材のチェックをする。「除去食・代替食表」に必要事項を記載し園・学校に提出する。

↓

- (6) 保護者・学校（園）・給食センターが「除去食・代替食表」の情報を共有する。

↓

- (7) アレルギー対応食を提供する。

学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。また、学校給食では大量調理を行うため、お一人おひとりの症状に合わせた対応はむずかしいこともあります。安全な給食提供のためにご理解・ご協力をお願いします。

### 3. 個人情報の取扱いについて

---

本校では、お子さんに関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省の指針、長浜市の条例に従い、次の通り慎重に取り扱っています。年度始めには特に提出を求めることが多くなりますが、ご理解ください。

#### 1. 個人情報とは

名前、住所、電話番号、生年月日など、個人が特定・識別できる情報です。

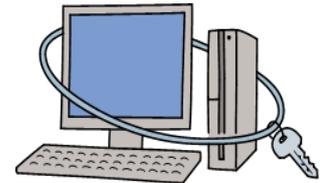
学校では次の方法によってのみ、個人情報を収集・保有します。その他一切の第三者から、個人情報を収集することはありません。

- (1) 保護者やお子さんからの提出によるもの
- (2) 「就学通知書」等、関係諸機関からの法令に基づいた送付によるもの

#### 2. 個人情報の利用目的

学校の保有する個人情報は、次の目的に利用し、他の目的には使用しません。

- (1) 入学や転退学、進学の手続きのため
- (2) 教育活動や学校生活全般に関わる管理や連絡のため
- (3) お子さんや保護者への連絡や、必要書類の発送のため
- (4) 身体・生命を保護するため（緊急の場合に限ります）
- (5) 各種競技会・展覧会等の名簿提出に係る連絡・報告のため



#### 3. 個人情報の作成・管理

学校が作成・保有する個人情報は、学籍関係・学習評価・名簿等があり、紛失や流出などの事故がないよう、厳正に管理しています。また、成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態等、一切の個人に関する情報についても同様に管理しています。

#### 4. その他

- (1) 本校では、卒業アルバムの作成や健康診断等の検査を専門業者に委託する場合があります。委託する業務に個人情報が含まれる場合は、業務委託契約を締結し、情報が紛失・流出することのないよう、適切な措置を講じています。
- (2) 教育活動に関する記録写真で、学校便り「開知」や研究紀要、ホームページなどに掲載、使用する場合があります。不都合のある場合は申し出てください。
- (3) 個人情報の取扱いに関してご不明な点がありましたら、学校へお問い合わせください。 長浜小学校（Tel 62-0070）

## 4. 不審者への対策について

### 1. 登下校時の安全

事故や不審者からお子さんの安全を守るため、本校では、登校は各町の登校班で、下校は学年ごとに下校方向が同じ児童同士で下校をさせています。必ず通学路を通り集団登校をさせ、欠席や遅刻の際は、登校班までそのことを連絡してください。

また、万一に備え、防犯ブザーを携帯させています。防犯ブザーは入学時に配布しますが、電池切れや故障がないかを確認、ランドセルの使いやすい位置につけてください。尚、故障・紛失した場合は、ご家庭で購入ください。

### 2. 万一に備えて

学校では、「危ない」と感じたら、逃げる、大声でさけぶ、防犯ブザーを鳴らす、近くの家を駆け込んで助けを求めるなどの、自分の身を守る指導をしています。次の「い・か・の・お・す・し」を合い言葉に、危険から身を守る指導をしていますので、ご家庭でも参考にしてください。

知らない人については「いか」ない。  
知らない人の車に「の」らない。  
危ないと思ったら「お」おきな声を出す。  
危ないと思ったらその場から「す」ぐ逃げる。  
大人の人に「し」らせる。



### 3. 校舎の施錠

学校では、子どもたちが登校し終わったら、安全確保のため、昇降口は鍵をかけています。遅れて登校する場合や忘れ物を届けるなどされる場合、来客玄関のインターホンを通して、職員室の職員にお伝えください。

### 4. 緊急時の連絡

近くで安全を脅かす事案が発生したなどで、緊急に保護者のみなさんに注意喚起をお願いする必要がある場合、学校の緊急メールでお知らせいたします。携帯電話でメール受信登録の手続きを行ってください。(P 36、37参照)

いずれにしても、複数で登下校する、見えるように防犯ブザーを身につける、人通りの少ないところへ近寄らないなど不審者と出会わない工夫をすることが大切です。不審な人物を見かけたら、まず、警察に連絡を入れてください。

## 5. 非常災害時(台風等)における対応について

### 1. 台風の接近等で次の警報が発令された場合

学校は時間帯によって臨時休業の措置をとります。

- ・ 滋賀県あるいは滋賀県北部に暴風警報もしくは暴風雨警報が発令されている場合
- ・ 滋賀県あるいは滋賀県北部に暴風警報もしくは暴風雪警報が発令されている場合
- ・ 長浜市に特別警報が発令されている場合



時間帯	対応
上記の警報が午前7時までに解除	通常どおり登校させてください。
上記の警報が午前7時の時点で発令中	臨時休業（非常連絡等はいりません） 児童を登校させないでください。

※午前7時までに、特別警報が解除された場合や警報が発令されていない場合でも、気象状況やその推移、影響等を考えて、臨時休業、自宅待機、始業時刻の繰り下げ等を行うことがあります。その場合は、メール配信で午前7時頃までに連絡をします。なお、諸事情により、連絡が午前7時より遅れることがあるかもしれませんが、ご了承ください。

※「大雨・洪水・大雪等の警報」や各種注意報が発令された場合、原則として通常授業を行います。ただし、河川の氾濫や道路の破損等、通学上、危険が予想される場合は、その状況により自宅待機、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることがありますので、ご了承ください。危険な状態を目撃された場合は、直ちに学校へご連絡ください。

※登校後、「暴風警報」「特別警報」が発令されることが予想される場合は、下校時刻を繰り上げるなどの措置をとることがあります。その場合もメール配信でお知らせします。

台風接近時は、気象状況が刻々と変化します。テレビ等の気象情報に十分ご注意ください。

### 2. その他

保護者の皆様には状況によっては臨機応変な対応をお願いすることになり、朝早くの連絡になることも想定されますが、ご理解をお願いいたします。



## IV 各種事務手続きについて

### 1. 就学援助制度について (令和6年度用の市教委の配布文書より)

長浜市では、経済的に困りの保護者を対象に、学校で必要な教育費の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記の説明を読み、申請してください。

【重要】就学援助の申請は毎年必要です。令和5年度に就学援助または入学前応援金を受給された人も、引き続き援助を希望される場合は申請してください。

#### 1. 就学援助対象者

長浜市内に住所を有し、滋賀県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方

(1) 世帯全員の市民税が非課税である

(2) 令和5年中の世帯所得が市教育委員会の定める基準額以下である

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ支給します。(申請書手続きは不要)

※ 世帯の生計を維持する方の失業や長期療養、家庭事情の変動により所得が著しく減った場合は、教育委員会までご相談ください。



【認定基準額の例】※生計同一の世帯全員の総所得額が対象

世帯員数	世帯の状況	前年の所得
2人	親1人(32歳)、子1人(小学1年生)	約193万円
3人	親1人(33歳)、子2人(小学2年生・4歳児)	約227万円
3人	両親(43歳・39歳)、子1人(小学6年生)	約230万円
4人	両親(45歳・43歳)、子2人(中学2年生・小学4年生)	約279万円
5人	両親(46歳・42歳)、子3人(中学3年生・小学6年生・小学2年生)	約320万円
6人	両親(48歳・43歳)、子2人(高校2年生・中学1年生)、祖父母(77歳・72歳)	約333万円

#### 注意

- ・上表の認定基準額はおよその目安です。人数や年齢、小中学生がいるかなどの世帯構成の状況により、基準額が異なります。また、法令の改定により、基準額が変わる場合もあります。
- ・原則として住民基本台帳の世帯員で審査します。異なる場合は必要書類を添付してください。
- ・アパート・借家の場合は基準額に家賃額(共益費等を除く)を加算します。ただし、上限があります。

#### 2. 受付期間

令和6年3月1日(金)～4月30日(火)

※ 受付期間を過ぎてからも随時受付します。ただし、申請のあった月の翌月分からの給付となります。

### 3. 申請方法

- (1) 申請書と必要書類(※裏面参照)を学校または教育委員会へ提出してください。
- (2) 申請書は世帯で1枚です。対象児童生徒が2人以上の場合はまとめて申請してください。

※申請書は学校または教育委員会にあります。3月以降は長浜市ホームページからダウンロードできます。

**重要** 前年所得が未申告の場合は、審査できません。所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてから申請してください。

#### 【必要書類】

該当する方	必要書類
口座振込を希望する場合	通帳またはキャッシュカードのコピー ※ゆうちょ銀行の場合は通帳
アパート・借家の場合	物件、契約者、家賃額(共益費、駐車場代を除く)がわかるもの 【例：契約書、重要事項説明書のコピー】 ・書類提出がない場合、家賃額は審査時に考慮されません。 ・親族所有の場合は持ち家としてください。ただし、賃貸借契約を締結し親族が不動産所得を申告している場合は、借家として契約書を提出してください。
令和6年1月1日に長浜市に住所がない場合	令和6年度所得証明書 ※6月6日(木)までに提出、コピー可。 ・所得証明書は6月以降に1月1日に住所のあった市区町村で取得してください。 ・市区町村発行の市県民税決定通知書でも可(源泉徴収票は不可) ・18歳以上の世帯全員分が必要です。
住民票の世帯と異なる① (同一世帯員を除く場合)	2世帯分の同種同月の公共料金の領収書のコピー (電気・ガス・水道のいずれか)
住民票の世帯と異なる② (別世帯の親族を追加する場合)	書類不要 ・児童生徒・世帯員の税法上の扶養者は家族欄に記載してください。 ・市外在住者(単身赴任等)の場合は、令和6年度所得証明書が必要です。

### 4. 審査結果

審査結果(認定・否認定の通知)は、6月下旬に郵送します。



### 5. 給付方法・給付内容

- (1) 年3回に分けて、保護者口座へ振込みまたは学校を通じて給付します。  
1学期(4~7月): 7月、2学期(8~12月): 12月、  
3学期(1~3月): 3月
- (2) 修学旅行費は学校を通じて給付します。
- (3) 学校給食費は市の給食費会計に直接支払い(代理納付)します。

【給付額】

	小学校 義務教育学校前期課程	中学校 義務教育学校後期課程
学用品費等 ※年額 (途中認定の場合は月割相当額)	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1(7)年生 25,040円 2・3(8・9)年生 27,310円
新入学児童生徒学用品費等 (4月認定の1年生・7年生)	54,060円	60,000円
修学旅行費 (実施月までに認定されている人)	実費相当額	実費相当額
学校給食費	実費相当額	実費相当額
校外活動費(宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費相当額 (上限3,690円)	交通費・見学料の実費相当額 (上限6,210円)

注意

- ・学用品費等には、通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)を含んでいます。
- ・令和5年度に入学前応援金を受け取られた方への新入学児童生徒学用品費等の給付はありません。
- ・5月認定以降は給付内容や金額が変わります。

<問い合わせ先>

長浜市教育委員会事務局 すこやか教育推進課

(長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階) TEL 65-8606

## 2. 学費等の集金について

本校の学費等の定期集金につきましては、金融機関を利用した「口座振替」の方法で実施しております。令和5年度より市内統一システムを利用し口座振替を行なっています。基本的には3月は口座振替を行ないません。

### 1. 定期集金の内容

学年費・個人教材費・旅行積立・卒業積立・振替手数料です。

\*旅行積立および卒業積立は高学年で集金させていただきます。

給食費	月4,000円 小学校については、市民で支える給食費補助事業により無償となっておりますので口座振替はありません。
学年費	学年で共通して使用する教材や、テストやドリル等個人で使用する教材費用です。【定額徴収】
旅行積立	修学旅行用の積立です。月2,000円を5年生の6月から6年生の5月まで集金します。(場合によっては、額が変更となることもあります。)
卒業積立	アルバム等卒業に関する諸経費の積立です。 月2,000円を6年生の6月からおおよそ2月まで集金します。
振替手数料	口座振替時に他の集金額に加算して11円が引き落としされます。

※尚、校外学習費、スポーツ振興センター掛金、PTA会費等については別途振替徴収を行ないますので、学年通信等にてご連絡させていただきます。

### 2. 口座振替による集金

- (1) 定額集金額については、4月当初にお子さんを通じて保護者の皆様に連絡文書を配布します。
- (2) 毎月の定期集金は、保護者様の指定口座から、所定の振替日(毎月26日【予定】)に引き落としされます。  
(4月以降の26日が土・日・祝日の場合は、次の営業日)
- (3) 保護者様には、振替日までに指定口座へ集金額と手数料以上の入金をしていただくことが必要となります。残高不足等で振替日に引落ができなかった場合は、その月の集金分を現金で集金させていただきます。(その場合においても、手数料を加算して現金集金させていただきます。)

※手続き等ご不明な点は、長浜小学校学費担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

### 3. 取扱金融機関

保護者様の口座登録を指定いただく金融機関は下記の5機関のいずれかとなっております。取扱金融機関以外では口座振替ができません。取扱金融機関に口座をお持ちでない保護者様は、お手数ですが、取扱金融機関に口座を新規開設頂きますようお願いいたします。

- |               |            |
|---------------|------------|
| (a) 大垣共立銀行    | (b) 滋賀銀行   |
| (c) J A レーク伊吹 | (d) 長浜信用金庫 |
| (e) 関西みらい銀行   |            |

### 4. 口座振替の手続き

下記の書類に記入捺印し保護者様が金融機関窓口で照合を行ってください。左半分(学費等預貯金口座振替申込書)が返却されますので、学校へ提出ください。下の書類は、長浜小学校職員室にあります。下の書類は金融機関へ提出する書類です。記入に当たっては、記載漏れ・間違い等がありますと金融機関より返却されますので、記載例をよく読んで間違いのないようご注意ください。

(提出書類)

- ・学費等預貯金口座振替申込書
- ・学費等預貯金口座振替依頼書

(提出書類の期限)

新入学児童・・・入学説明会の案内に上記提出書類を同封していますので、必ず入学説明会の受付で提出してください。

転入時・指定口座の変更時・・・月の10日までに学校へ提出されますと翌月から新規登録口座での引落が可能です。10日以降ですと翌々月からになりますのでご了承ください。

その他

保護者様に返金事務を行う場合におきましては、口座変更等により振込エラーが発生しますと、1件につき、660円(600円+消費税)の手数料が発生し、保護者様にご負担いただくこととなります。口座(金融機関、名義人等)を変更される場合は、必ず学校担当者へ連絡していただきますよう、お願いいたします。

記入例

学費等預貯金口座振替申込書

ご記入日

令和 年 月 日

長浜市立〇〇学校 御中

私は、上記の学校が指定する諸費用を預貯金口座振替により支払うことといたし、下記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

預金者名 (口座名義)	フリガナ ナガハマ タロウ <b>長浜 太郎</b>		
指定預金口座	金融機関名	支店名	預金種目・口座番号
	滋賀 農業協同組合 銀行 信用金庫	びわこ 支店 出張所 代理店	① 普通 ② 当座 0 0 1 2 3 4 7
振替日	学校が指定する日	振替種目	学校が指定する諸費用
振替開始時期	学校が指定する日	振替金額	学校が指定する金額
児童・生徒の学年	学年	児童・生徒の氏名	フリガナ ナガハマ イチロウ <b>長浜 一郎</b>
住所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) (TEL 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇) <b>長浜市〇〇町〇〇番地</b>		

通帳の表紙に印字されている通りに記入してください。

※ 上記の記載内容は口座登録事務および口座振込に使用し、目的外使用はいたしません。

※金融機関使用欄

口座振替依頼書確認印
------------

【保護者→金融機関→保護者→学校】

黒いペンで記入してください。

訂正される場合は、該当箇所にも二重線を引き、その上に「金融機関のお届出印」欄に押印された印を押し、正しくご記入ください。

学費等預貯金口座振替依頼書

ご記入日

令和 年 月 日

(取扱金融機関)

滋賀銀行・長浜信用金庫・関西みらい銀行・大垣共立銀行・レーク伊吹農業協同組合 御中

いずれかの金融機関を選択し、○印をつけてください。

私は、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

学校名	<b>長浜市立〇〇学校</b>			金融機関のお届出印
預金者名 (口座名義)	フリガナ ナガハマ タロウ <b>長浜 太郎</b>			<b>○長浜</b>
指定預金口座	金融機関名	支店名	預金種目・口座番号	
	滋賀 農業協同組合 銀行 信用金庫	びわこ 支店 出張所 代理店	① 普通 ② 当座 0 0 1 2 3 4 7	
振替日	学校が指定する日	振替種目	学校が指定する諸費用	店番
振替開始時期	学校が指定する日	振替金額	学校が指定する金額	7 7 7

通帳のお届印を押してください。印鑑のお届けのない口座の場合は、シャチハタ以外の認印を押してください。

口座番号は右詰にて記入してください。

----- 預貯金口座振替規程 -----

- 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。また、金融機関からの領収書等の発行はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- 学年等が変更になった場合は、当依頼書の記載内容にかかわらず、学校より報告される学年等により処理されても異議ありません。
- この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり学校から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したもとして取扱ってさしつかえありません。
- この預貯金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
- この依頼書の記載内容につきましては口座確認業務のみに使用し、目的外使用はいたしません。

【金融機関使用欄】

(取扱店処理日)

〔不備返却事項〕

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. 預金取引なし  | 3. 印鑑相違   |
| 2. 記載事項等相違 | 4. その他( ) |
- (店名、預金種目、口座番号、口座名義)

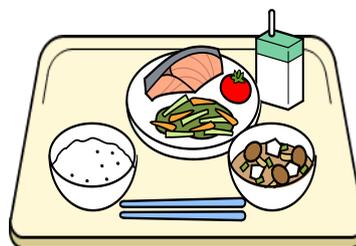
検印	印鑑照合	受付

【保護者→金融機関】

### 3. 学校給食について

長浜南部学校給食センターにて、毎日子どもたちに、安心・安全でおいしい給食を提供できるよう努めています。

床に水を流さない「ドライ方式」の採用や作業区域を明確に分けるなど、衛生管理を徹底した県下でも最大規模の調理能力を持ち、見学通路や調理実習室等を設けた地域に開かれた施設となっています。また、市内で作られるお米や野菜等を使用し、地産地消を推進するとともに、食物アレルギーについては、「除去食および一部代替食」の対応を実施しています。



(P 19～20参照)

【主食の内容】 週あたり米飯4回（内、月1回は麺）、パン1回を基本。

【給食費について】

小学校	月額	4,000円	（口座振替はありません）
中学校	月額	4,400円	

※市民で支える小学校給食費補助事業について

長浜市では、平成28年度から小学校の学校給食費を補助する制度がスタートしました。この制度は、次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支えることで、安心して子育てができるまちを目指すもので、小学校の学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。小学校においては給食費無償化により、口座振替はありません。

中学校においては、長浜市より直接口座振替となります。

【入院などで長期欠食の場合】

連絡された日から、休日を除き3日後から給食を停止することができます。欠食が5日以上になる場合は、学校までご連絡ください。



## 4. 転校手続きについて

転校（引越）が決まったら、まず在籍している学校の担任に、転校（引越）する旨の連絡を速やかに行ってください。

### 1. 転校手続きの流れ

- (1) 各手続きには必ず印鑑をご持参ください。
- (2) 転出先の学校へ転入手続きに行かれる時は、必ず事前に、訪問の期日や時間等の連絡を行ってください。

	時期	①市区町村役所で	②学校で
長浜市内の転学	転居前	長浜市役所市民課 (支所：市民生活課)で住民票の異動の手続き	在学中の学校で転学書類を受け取る。
	転居後		転居先の学校へ転学書類をそのまま渡す。
長浜市外への転出	転居前	長浜市役所市民課 (支所：市民生活課)で住民票の異動(転出)の手続き	在学中の学校で転学書類を受け取る。
	転居後	転居先の市区町村役所で住民票の異動(転入)の手続き	転居先の学校へ転学書類をそのまま渡す。
長浜市への転入	転居後	長浜市役所市民課 (支所：市民生活課)で住民票の異動(転入)の手続き	在学中の学校からの転学書類をそのまま渡す。

### 2. その他の転学について

外国への転出、帰国及び1ヶ月以上の一時帰国、進学先変更等についての手続きは長浜市教育委員会教育指導課（TEL 65-8605）へお問い合わせください。

## 5. 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

### 1. 日本スポーツ振興センター災害給付制度について

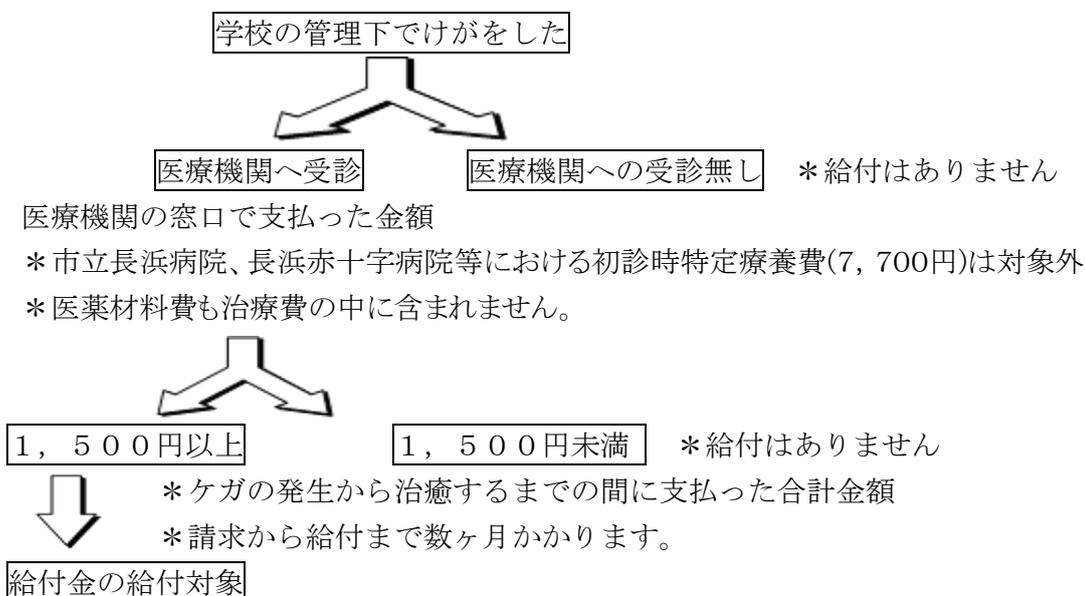
学校の管理下において、児童に医療費のかかるけがなどがあった場合に備えて、日本スポーツ振興センターは災害共済給付の制度を設けています。

この制度は1年ごとの契約です。毎年度初めに加入の手続きについて保護者のみなさんにお知らせし、新1年生には加入同意書を提出していただきます。

「学校管理下」とは・・・

授業中（遠足や修学旅行などの校外活動を含む）や休み時間、運動会などの学校行事、決められた通学方法、通学路での登下校なども含まれます。

### 2. 給付金の支払いの流れ



(1) 給付金請求の手続きは保護者を通じて、医療機関で証明をいただくこととなります。場合により、学校より事務手続きをさせていただくことがあります。ご承知おきください。

学校管理下（登下校含む）においてけがが発生し、医療機関にかかられた場合は、担任・学校までお申し出ください。なお、受診が複数月におよぶ場合は月ごとの手続きとなりますので、あわせてお知らせください。

(2) 交通事故や内科的疾患は対象となりません。また、暴力行為等でけがをし、加害者がいる場合や自己の重大な過失でけがをした場合なども対象となりません。

## V その他の資料

### 1. 長小教育相談について

#### 1. なにかあったらまず担任に相談を

学校は集団生活の場です。色々な個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。ときには人間関係でうまくいかない場合や、トラブルに発展することもあります。どの子もそれを乗り越えながら成長していきますが、何か問題が起こったり、気になったりすることがあれば、遠慮なく担任に連絡してください。電話や手紙、連絡帳などいずれの方法でも構いませんので気軽に相談してください。

#### 2. 学校への疑問などについても気軽にご相談ください

お子さんが、学校の様子を話すことはとても良いことです。保護者の皆様も、学校のことがよくわかると思います。

しかし、お子さんからの情報が誤っていたり、一部だけを伝えてしまったりすることで、保護者の皆様が担任や学校に対して疑問をもたれることもあります。そのような疑問をそのままお子さんの前で話されると、学校に対するお子さんの不安感も強くなります。また、保護者と担任との意識の違いが大きくなり、子どもたちによい影響をおよぼしません。

お子さんの話で、担任や学校に対する疑問が生まれたときには、まず担任にご連絡ください。話し合うことで、問題の多くは解決することができます。

#### 3. 学校全体で支援しています

担任以外にも多くの教職員がお子さんの成長を見守っています。

担任に伝えられずに悩まれる場合などは、担任以外の教職員に連絡を取ってくださっても結構です。

また、常時、教育相談の窓口も設けております。学校ではお子さんの成長を第一に考え、保護者の皆様の声を大切に、柔軟に対応していくようにしています。学校と家庭で協力し、子どもたちの健全な成長に関わっていきたくないと願っています。

#### 4. 学校以外に様々な支援組織もあります

子育てや、家庭内での悩みなど、一人で考え込まずに市の関係機関の相談窓口で相談することができます。次の頁の関係機関までお問い合わせください。



## 2. 悩み事相談機関について

学校以外でも、下のような長浜市の相談機関があります。

1. 不登校や発達支援に関する相談

長浜市教育センター 教育相談室

(浅井支所 2F TEL 74-3702)

2. 児童虐待やDVなどの相談

長浜市家庭児童相談室

(長浜市役所 1F 子育て支援課 TEL 65-6544)

3. 子育てに関する悩みの相談

サンサンランド子育て支援センター

(長浜市児童文化センター サンサンランド内 TEL 62-3712)

ホームページからオンラインでの相談。または、直接来訪ください。

4. 就学・入学相談・進路、生活相談

障がいや発達に関する相談

長浜養護学校 (TEL 63-9721)



### 3. メール配信について

---

---

長浜市では、市の防犯・防災情報配信システムを利用し、子どもの安全に係る緊急連絡を携帯電話にメール配信するサービスを行っています。

#### 1. 配信情報

非常災害や犯罪被害の発生通知等および学校長が必要と判断する連絡事項を配信します。

#### 2. 登録の方法

- (1) 登録を希望された保護者の方は、「登録手順書」に従って登録を行ってください。なお、本メール配信システムは、本校にお子さんが在籍されている保護者(家族等の関係者)しかご利用いただけません。「登録手順」の扱いについてご留意願います。学年ごとの登録になるため、お子様個々の学年で必ず登録をお願いします。
- (2) お子さん1名についてメール登録できる人数には、制限はありません。

#### 3. 登録期間

登録の有効期間は、長浜小学校入学時から卒業までとなっています。学年の更新については、年度毎に1学年ずつ更新されます。

#### 4. 利用上の諸注意

- (1) このメールサービスは、学校からの情報発信のみで、送信したアドレスに対してメールの返信はできませんのでご注意ください。
- (2) このサービスには、保護者の皆様がメールの内容を確認したかどうかの確認機能がついています。メールの受信確認をお願いする場合は、配信されたメールの本文中にある案内にしたがって、該当事項にチェックし送信してください。
- (3) メールアドレスの変更や登録内容を変更される場合は、「登録手順書」により、変更等をしてください。
- (4) 市のメールですが、各校毎の登録となりますので、年度途中で他校へ転校された場合は、必ず一旦解除の手続きをしてください。解除されない場合は、学校で削除することもあります。市内の他校へ転校されたときは、改めて転校先の学校で登録してください。
- (5) 携帯電話の電波状態や通信事業者のシステムなどの条件によって、着信しにくい場合があります。ご承知おきください。
- (6) 迷惑メール対策等で着信制限をされている場合は、登録できないことがあります。その場合は、「携帯電話ドメイン設定変更方法」でお持ちの携帯機種に応じて操作を行ってください。

## 5. 個人情報の取り扱いについて

### (1) 個人情報の収集内容と利用目的

学校から保護者に必要な緊急情報をメールにより配信するのに必要なお子さんのお名前、保護者氏名、学年・組、メールアドレスを取得します。

### (2) 市役所等公共機関の利用の有無

取得した個人情報は、万全のセキュリティー体制で取り扱い、下記の場合を除き、学校から保護者へのメール配信以外は利用しません。

- ① 本人の同意を得た場合
- ② 登録者の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③ 公衆衛生・幼児児童生徒の健全育成に特に必要な場合

### (3) 個人情報に係る照会・修正・削除についての連絡先

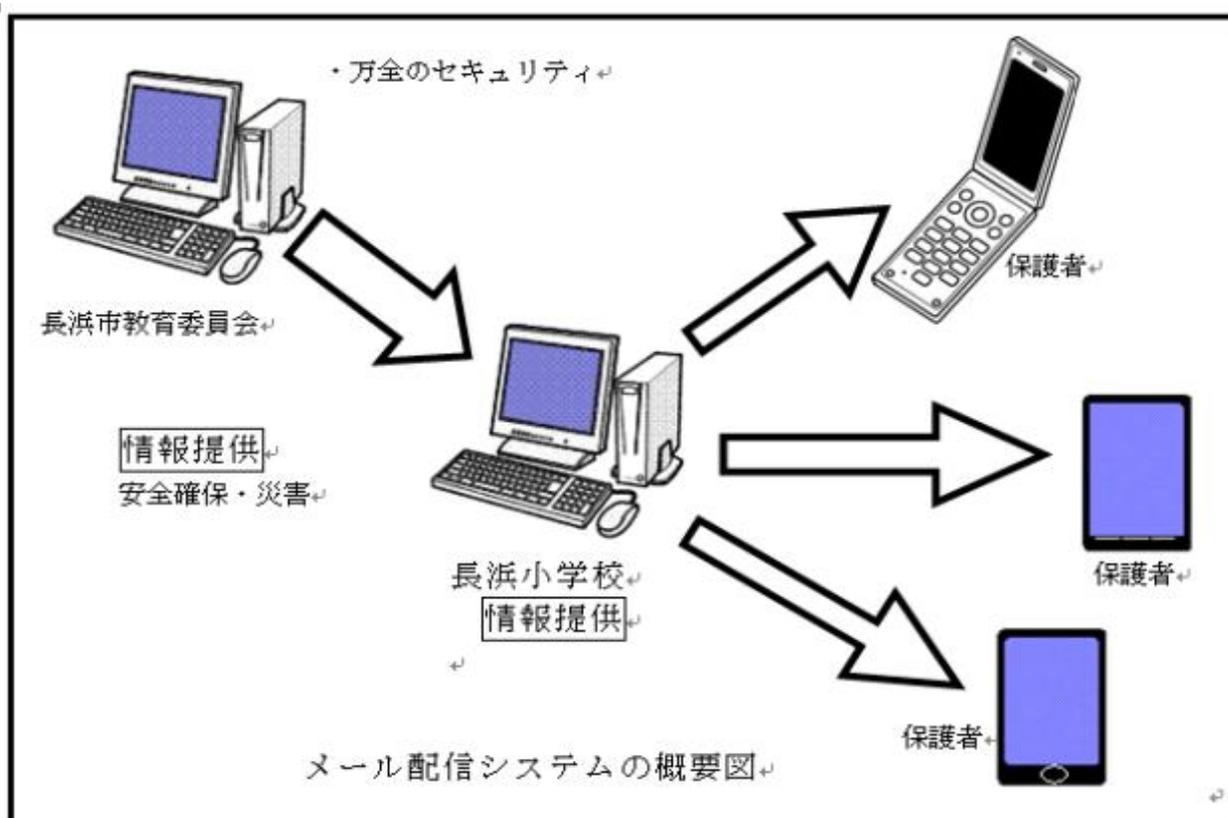
学校までご連絡ください。

個人情報の取扱いに係る連絡先

長浜市立長浜小学校 教頭 電話：62-0070

### (4) 同意について

登録用紙を提出し、登録ボタンを押した場合、上記の「利用上の注意」や「個人情報の取り扱いについて」に同意いただいたものとなります。同意いただけない場合は、本校からのメール配信は受信いただけません。



## 4. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについての詳しい内容および手続きについては、長浜市役所子育て支援課（TEL 65-6514）へ直接お問い合わせください。



## 5. 長浜小学校ホームページについて

1. 長浜小学校ホームページのアドレス

<http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

2. 長浜小学校ホームページの内容

トップ

画面より



各ページへのリンク

新着記事へのリンク



**新着記事**

- 2023年12月20日 [1月行事 - 下級学年発表会を開催しました。](#)
- 2023年11月25日 [12月行事 - 12月発表会を開催しました。](#)
- 2023年09月28日 [1学期の運動会 - 家庭アンケート実施結果](#)
- 2023年09月20日 [長浜1小学校創立100周年記念行事を行いました。](#)
- 2023年06月08日 [はるびのかわらけ作りが完了しました。](#)
- 2023年03月21日 [令和5年度長浜市立長浜小学校分館開館式を行いました。](#)
- 2023年03月11日 [シニア入会式を行いました。](#)
- 2023年03月02日 [6年生卒業式を行いました。](#)
- 2023年03月02日 [6年生卒業式を行いました。](#)
- 2023年02月25日 [「演習」10.1長浜HSOのクラブメンバーと、様々な実習体験を通じて学びました。](#)
- 2023年02月22日 [「演習活動」についてアンケートの集計結果がまとまりました。](#)
- 2023年02月03日 [第1回運動会練習を行いました。](#)
- 2023年02月02日 [1年生の給食の盛り付け体験しました。](#)
- 2023年02月06日 [1年生のたのび運動会の練習をしました。](#)
- 2023年01月20日 [創立100周年記念行事1日目実行委員会を開催しました。](#)

▶ 記事を読む

**学校情報**

〒526-0037  
滋賀県長浜市船田町9番9号  
TEL 0749-62-0070  
FAX 0749-63-9925

**コメント**

長浜市立長浜小学校は、滋賀県の最初の学校として滋賀県第一小学校と称されていたことがあります。

## 5. 長浜小学校ホームページについて

### 1. 長浜小学校ホームページのアドレス

<http://nagahama-es.nagahama.ed.jp/>

### 2. 長浜小学校ホームページの内容

「令和5年1月のトップ画面」より



各ページへのリンク

新着記事へのリンク

**新着記事**

- 2023年12月20日 [12月行事 - 運動会準備会を実施しました。](#)
- 2023年11月25日 [11月行事 - 運動会準備会を実施しました。](#)
- 2023年09月28日 [1学期終業式・卒業式・入学式を行いました。](#)
- 2023年06月30日 [長浜小学校創立100周年記念行事を行いました。](#)
- 2023年03月21日 [令和5年度長浜小学校児童会役員選挙を行いました。](#)
- 2023年03月11日 [シニアバスケットボール大会を行いました。](#)
- 2023年03月02日 [6年生卒業式を行いました。](#)
- 2023年03月02日 [6年生卒業式を行いました。](#)
- 2023年02月25日 [「長浜小の歴史」展を開催しました。](#)
- 2023年02月22日 [1学期運動会を行いました。](#)
- 2023年02月03日 [2学期始業式を行いました。](#)
- 2023年02月02日 [1学期表彰式を行いました。](#)
- 2023年02月02日 [1学期表彰式を行いました。](#)
- 2023年01月20日 [2学期始業式を行いました。](#)

**学校情報**

〒526-0037  
滋賀県長浜市船場9番9号  
TEL 0749-62-0070  
FAX 0749-63-9925

**コメント**

長浜市立長浜小学校は、滋賀県の最北の学校として滋賀県第一小学校と称していたことがあります。

## Ⅵ 保護者の方へ

### 1. 不登校について

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいいます。

#### 1. 不登校のサインに気づきましょう

家庭でのお子さんの様子が変わったと思ったら、お子さんの立場に立って話を聴きましょう。

子どもは様々な不安や悩みを抱えています。そのことをうまく言葉で表現できずに、身体や行動でサインを出します。

まずは、家族や大人に手を貸してほしいというサインに気づいてあげましょう。そして、お子さんの気持ちを受容的に受け止め、早い段階で担任（担任以外の教職員でも）に相談してください。相談機関につないでいくこともできますので遠慮なく申し出てください。

#### 2. このような症状がみられたら・・・まずは相談してください

- ・夜眠れなくなる。朝なかなか起きてこない。
- ・朝の動作が鈍くなり、ぐずるようになる。
- ・頭痛、腹痛、吐き気などを訴え登校をしぶる。
- ・親の後をよくついたり、幼児語を使ったりする。
- ・甘えやわがママが目立つようになる。
- ・学校での不満をぶつぶつもらすようになる。
- ・親に反抗したり、おこりっぽくなったりする。
- ・ため息をつくことが多くなり、あまり話をしなくなる。



## 2. いじめについて

---

いじめは子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、ケータイやパソコン等の介入により、一層見えにくいものになっています。

学校は、「どの学校・学級にもいじめはおこりうる」という認識のもと、「いじめは人として絶対に許されない行為である」という強い意志を持ち、いじめの解決・防止のための教育に取り組んでいます。

いじめ問題の解決の決め手は、早期発見にあるといっても過言ではありません。でも、いじめは、おとなの知らないところ、見えにくいところでおこることが多く、いじめられている子どもは、ひとりで悩んでいることもあります。ですから、アンテナを高くし、子どもたちのSOSをキャッチすることが大切です。

子どものSOSを感じたら、すぐに担任（担任以外の教職員でも）に相談してください。学校には、いじめ対策委員会がありますので、学校全体でいじめの解消に向けて取り組みます。

不幸にもいじめがおこってしまった時は、いじめられている子どもに「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて安全な学校生活を送れるように努めます。

いじめを解決することはもちろんのこと、子どもたちに正しい判断力を身につけさせ、二度と同じことが繰り返されないように、保護者の皆様と協力して取り組んでいきます。

※次頁に載っています「子どもたちのSOSをキャッチしよう」を利用して、お子さんの様子を見てあげてください。そして、気になる点がありましたら、学級担任にお知らせください。



## 子どもたちのSOSをキャッチしよう

### 【早期発見チェック】

家 庭 で		
1	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。	
2	持ち物をひんぱんに無くしてくる。	
3	教科書、ノートなどにいたずらされて帰ってくる。	
4	いろいろと理由をつけて、お金をたびたびほしがる。	
5	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。	
6	家族のささいな言葉にイライラしたり反抗したりする。	
7	登校をしぶったり、早退や欠席が多くなったりする。	
8	家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。	
9	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。	
10	ゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。	
11	体のあざや傷を隠すため入浴を嫌がるようになる。	
12	学習意欲がなくなり、成績が低下してきている。	
13	頭痛・腹痛などを訴えるが、特に異常が無い。	
14	携帯電話（スマートフォン）でのやりとりで気になる様子がある。	

地 域 で		
1	仲間に入れず、いつも一人で過ごすことが多い。	
2	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。	
3	近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。	
4	おこづかいをもって遊びにいたり、よくお金を使ったりする。	
5	一人で掃除や後片付けをさせられていることが多い。	
6	自転車など個人のものにいたずらをされる。	



### 3. 児童虐待について

児童虐待は、大きな社会的問題となっており、同時に、子どもたちの健全な心身の成長を大きく妨げる問題でもあります。

「児童虐待の防止等に関する法律」においては、児童虐待を発見した時だけでなく、児童虐待が疑われる場合にでも通告する責任（通告義務）が課されており、以下のような子どもを発見した場合は速やかに通告することとなっています。

学校は、家庭以外で一番長い時間を過ごす場であり、児童虐待の防止については、大きな役割を担っています。

保護者の皆様からの子育ての相談をお受けすることや、やがて大人になる子どもたちに、子育てにつながる教育実践を行うことなどは児童虐待の防止にとって、とても大切です。

教職員は、そのことを十分に自覚し、適切に対応できるよう心がけています。

#### 虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける等身体に傷を負わせる、しつけと称して長時間の正座をさせる、食事を与えない、その他、溺れさせる、冬や夜中に戸外に閉め出すなど。
性的虐待	子どもにわいせつな行為を行ったり強要する、性器や性交を子どもに見せる、子どもの裸体を写真やビデオに撮影したり、ネット上に掲載したりするなど。
ネグレクト (養育の怠慢・拒否・無知)	朝ごはん、晩ごはんなど食事を与えない、衣服や下着を不潔なまま連日着せている、病気やけがをしても病院に連れて行かない、遅刻や欠席を繰り返し学習する権利を奪うなど。
心理的虐待	言葉による脅し、罵声をあびせる、甘えてきても無視する、親の理想を押しつける、兄弟間で明らかに対応が違う、DV場面を見せる等子どもの自尊心を傷つける言動。 ※DV…ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者などへの暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動

※お子さんの欠席について連絡が無いことが多い場合や欠席が続く場合は、電話連絡、家庭訪問をさせていただき安否確認をさせていただかなければなりません。また、場合によっては、市役所等福祉機関に情報を提供する場合もございますのでご了解ください。

※お子さんの顔や身体にアザ等が見受けられる場合は、その原因について問い合わせをさせていただいたり、写真を撮らせていただいたりする場合がありますのでご了解ください。

※親子・子育て・夫婦に関することなどでの心配や悩みは一人で抱え込まず、まず『誰かに相談して言葉にしてみる』ことが大切です。また、抱え込む前に学校（TEL:62-0070）や、関係機関に気軽にご相談ください。



## 4. ゲーム機・スマホ・インターネットの問題と危険性

内閣府・内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省 2021年1月発行

ネット・スマホのある時代の子育て



# 正しく 保護者が知っておきたい 4つの大切なポイント

児童・生徒編

学習面での活用が一気に増えてきたインターネットやスマートフォン。コミュニケーションや息抜き等、生活をサポートする道具だからこそ、トラブルを避けて上手に使いこなすスキルを身につけてほしいものです。

Point1

### 長時間利用の中身に 着目!



連絡?遊び?  
それとも勉強?  
どれだけ使っているか  
ではなく、何にどう使っ  
ているかが、肝心です。

### オンラインゲームで 起きている トラブルとは!?

Point2

ゲームの中でつながる  
仲間との関係。  
だからこそトラブルや  
犯罪に巻き込まれることも!



今日の  
バトルは  
絶対来いよ!  
逃げるな!

ポイントが  
もらえるから  
僕の紹介で  
このゲーム  
やってよ!

Point3

### SNSで誹謗中傷? いじめ?



仲間外れや  
個人攻撃などの  
被害・加害を  
防ぐためには?

### 写真・動画の安易な 投稿が危険を招く!

Point4

自撮り写真の  
投稿・送信や  
動画投稿に起因する  
トラブルとは?



子供たちの使い方やネットトラブルの  
現状を知り、助言や話し合いの際に  
お役立てください

## Point① 時間の長さだけではなく中身に着目

### 何にどのくらいいつかっているのかを、一緒に確認しましょう

学習での活用も増え、子供のインターネット利用時間はより一層長くなっています。「いつまでやってるの!？」と頭ごなしに叱らず、子供がどんな使い方をしているのか、内容と時間を把握することが大切です。

どのカテゴリにどれくらい使ったかを確認するには**スクリーンタイム (iPhone)**や**デジタルウェルビーイング (Android)**が便利です。

利用時間や就寝時間を設定すれば、無意識の使い過ぎも防ぐことができますので、上手に活用しましょう。



どのアプリをどれくらい使っているか簡単に確認できるからコントロールもしやすい!

スマホに入っているツールを使って時間管理することもおすすめです

**スクリーンタイム**  
(iOS12以上)

デジタルウェルビーイング  
**Digital Wellbeing**  
(Android10以上)



スクリーンタイムの設定方法(動画)



Digital Wellbeing (紹介ページ)



これらのツールを活用するための大切なポイントは、**設定変更の際には必ず相談するよう促すこと。**  
親子で一緒に「**利用時間のコントロール**」をやってみませんか?

## Point② ゲームプレイは“個”から“グループ”へ

### 保護者と一緒にプレイしなくなる時期こそ、しっかり見守る

一人で、リアルな友達と、ネット上のグループで協力しながら。ゲームは多様な遊び方があります。

高額課金やID乗っ取り等のトラブルだけではなく、誘う・誘われない、アイテムをもらった・もらわなくてもめたり、一人抜けできず長時間プレイになったりといったことも生じています。また、プレイ中のチャットや音声でのやり取りから、個人情報が出たり、誘い出しのきっかけになってしまうこともあります。

保護者は、子供がどんなゲームをしているか知っておくとともに、対象年齢に達しているかを確認したり、スマホやゲーム機のペアレンタルコントロール機能を活用したりして、子供の安全利用を見守りましょう。

#### 年齢区分(レーティング)とは?

おもちゃの対象年齢と同様に、ゲームのソフトやアプリにも「〇歳以上」という対象年齢の区分があり、マークで示されています。ソフトのパッケージやアプリの入手画面で必ず確認しましょう。

【ゲームソフトの年齢区分(例)】



必ずチェック!



【スマホアプリの年齢区分(例)】



### Point③

## SNS等でのいじめや誹謗中傷、 どう対処すべき？



### 相談しやすい親子関係をつくり、話はじっくり聞いてあげる

子供が一人で悩みを抱えないためにも、普段から「困ったら何でも相談にのるよ」と声かけをしましょう。そうすると子供は相談しやすくなります。

相談されたときには、子供の話をじっくり聞いてあげてください。保護者が大騒ぎしてしまうと、相談しにくくなってしまいうこともあります。じっくり聞いたうえで「どうしたい？」と聞いてあげましょう。

誹謗中傷等のやり取りは、スクリーンショットなどで保存し、いつ何が起こったのかを明確に記録しておくに対応がしやすいです。必要に応じて専門家にアドバイスを求めましょう。（相談サイトは裏面に掲載）

気軽な投稿が、他人を傷つけるおそれがあること、インターネットにあげた言葉や写真等は、後から取消しができないことも、子供に伝えましょう。

### Point④

## 動画や写真は危険がいっぱい

### 動画や写真の投稿で注意すること

面白がって撮ったり、友人・知人の情報が含まれるものを投稿することで、不快感やトラブルを生むこともあります。どんな投稿がトラブル原因になるか親子で考えてみましょう。

写真や動画の投稿サービスやアプリの多くは中学生以上が対象。年齢に満たない子供の投稿は、保護者のアカウントで一緒に行うようにしてください。

### 裸の写真は特に！！

撮ったり、持ったり、送ったりは、すべて違法行為。

どんなに仲が良くて親しい間柄でも、どんなにお願いされたとしても、18歳未満の子供の裸は、

「撮っちゃダメ！」  
「男の子も女の子もダメ！」  
「持っているだけでもダメ！」  
「送っちゃダメ！」  
「転送もリツイートもダメ！」



### フィルタリングの活用

あんしんフィルターやiフィルター等によって、有害・不適切なサイトへのアクセスやアプリの利用を制限します。お子様の成長に合わせてカンタンに設定でき、カスタマイズもできます。

なお、有害・不適切なサイトへのアクセス制限は、スクリーンタイム (iPhone) やファミリーリンク (Android) のコンテンツ利用の制限でも設定可能です。

### あんしんフィルター



### iフィルター



※フィルタリングの他にも、裸の写真等と考えられる不適切な画像をAIで検知し、撮影できなくする機能やSNSへの投稿内容によって、保護者にアラート通知する機能等もあります。

## 我が家のルール

### 子供の主張、保護者の意見を出し合おう

新しく自分のスマホ、自分のゲーム機、自分のタブレットを持つときに、ルール作りのベストのタイミングです。

ポイントは、親子双方が自分の意見をしっかり出し合うことです。お互いが主張し合い、少しずつ妥協しあって決めたルールは長続きます。逆に一方的に保護者が勝手に決めたり、子供のいいなりになったりすると、長続きしません。お互いが納得し、双方が尊重できるルール作りをすることが重要です。

ルールが守れなかったり、子供が成長したり、生活習慣が変わったりするタイミングで、ルールの見直しをすることも大切です。



### 他律から自律へ

ルールを決める一方で大切なのが、自然体験や身体を使って得る実体験、人とのリアルなコミュニケーションです。様々な経験を積むことがインターネットの中で困ったり迷ったりしたときの、適正な判断力につながります。

乳幼児のネットルールは保護者が決める「他律」ですが、小学生、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて少しずつ自分でルールを考えることができるようになっていき、大学生や社会人になると「自律」し、自分で管理します。

わたしたち大人は、子供たちが少しずつ自律していけるように手を貸してあげましょう。



## いざというときの相談窓口・参考リンク

### 相談窓口

**#9110**  
警察相談専用電話



#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

**188**  
消費者庁  
消費者ホットライン



商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

**違法・有害情報  
相談センター**



相談者自身で行う削除依頼の方法等を、インターネットに関する技術や制度等の専門知識・経験を有する相談員が迅速にアドバイスします。  
<https://www.ihaho.jp/>

**子どもの人権110番**  
(法務局・地方法務局)



子どもの人権全般に関する相談窓口です。全国共通・通話料無料(受付時間:平日8時30分~17時15分)  
**0120-007-110**

**インターネット  
人権相談**



電話では相談しにくいときにはインターネットでも相談を受け付けています。

<https://www.jinken.go.jp/>

**インターネット上の  
誹謗中傷に関する  
相談窓口のご案内**



インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合における相談窓口のご案内です。ご自身の希望に添った相談窓口にお問い合わせください。

### 参考リンク

**子どもとネットのトリセツ**

制作:一般社団法人安心ネットづくり促進協議会



**政府広報オンライン  
SNSの誹謗中傷 あなたが奪うもの、失うもの #NoHeartNoSNS**



**スマホのある時代の子育てを  
考える(お役立ち情報)**

制作:NPO法人e-Lunch



**情報セキュリティ啓発映像  
「はじめまして、ペアコです。  
~親と子のスマホの約束~」**

制作:(独)情報処理推進機構(IPA)



**スマートフォン用無料アプリ  
Nintendo みまもりSwitch**

制作:任天堂株式会社



## 5. iPad の使用について

※長浜市では、国のGIGAスクール構想に基づき、児童1人1台の学習用タブレット端末(iPad)が配付され、本校においても学年の発達段階に応じて日常的にICTを活用した学習を実施しております。  
学校での使用はもちろんですが、家庭学習でも活用しており、毎日、自宅に持ち帰りますので、下記の点にご留意ください。

### 学習用タブレット端末(iPad)の利用ルール

長浜市教育委員会

#### はじめに

学習用タブレット端末(以下、iPad)を上手に使うことで学習内容の理解を深めるだけでなく、どのような場合でも学習を止めずに学び続けたり、一人ひとりに合わせて学びを深めたりすることができるようになります。

このように iPad はみなさんの学習に役立てるための便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、市では学校や家庭で iPad を利用するときのルールを定めています。

以下のルールを守って、安心・安全に活用しましょう。



#### 1. 基本的な使い方

・学校で貸し出す iPad は学習活動のために使います。

※ 学校の iPad は長浜市がみなさんの学習のために用意した道具ですので、学習に関係ないサイトへのアクセス、ゲームや動画の視聴など、学習活動に関わること以外に使用してはいけません。

※ 安全な利用のため、インターネットのアクセス履歴の記録をとっています。

- ・先生が許可した時間や活動で使います。
- ・使わないときや持ち運ぶときは画面をとじ、ケースをかぶせます。
- ・故障の原因になるような使い方を絶対にしません。

例) ・落とす ・水にぬらす ・端末(画面)の上に物を置く ・持ったまま走る  
・直接地面に置く ・えんぴつやペンで画面にふれる ・磁石をつける など

#### 2. 安全に気持ちよく使うために

- ・自分の iPad を他の人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分のアカウント情報(ID・パスワード)を他の人に教えません。
- ・他の人のアカウント情報を聞き出したり、使用したりしません。
- ・自分や他の人の個人情報(名前や住所、電話番号等)をインターネット上に公開したり、投稿したりしません。
- ・相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを書き込みません。
- ・インターネット上で見られるサイトには制限がかけられていますが、もし不安を感じるサイトや怪しいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人や先生に知らせます。
- ・カメラ機能を使って写真や動画を撮影するときは、撮影する相手の許可をとってから撮影します。



- ・ iPad で作ったデータ（写真や動画等）は学習活動に必要なものだけを決められたクラウド（ロイロノートやドライブ）に保存し、iPad 本体にため込まないようにします。
- ・ 指定のクラウドのデータを家のコンピュータ等にダウンロードしてはいけません。

### 3. 健康のために

- ・ 正しい姿勢で画面から 30 cm以上目を離して使います。
- ・ 30分に一度は遠くの景色を見るなど、目を休ませながら使います。



### 4. 不具合や故障について

- ・ iPad がこわれたり、動かなくなったり、なくしたりした時はすぐに先生に連絡します。

### 5. 家庭での使用(持ち帰り)について

- ・ 登下校中は iPad をかばんから出しません。
  - ・ かばんで持ち運ぶときは、教科書等ではさんで動かないようにします。また、水筒のお茶でぬれないように注意します。
  - ・ 自宅以外では使用しません。友だちの家などには持っていきません。
  - ・ 家の人の目の届く安全な場所に置きます。（家の人と相談して置き場所を決めましょう。）
  - ・ 使用する時間は家の人とよく話し合い、夜遅くまで使用しません。
- ※21時～翌日6時までの間、一部アプリに使用制限がかかります。

- ・ 就寝1時間前からは iPad の使用は控えます。
- ・ 通信や充電にかかる費用は家庭で負担をお願いします。
- ・ iPad がこわれたり、動かなくなったり、なくしたりした時はすぐに学校に連絡します。  
（土日・祝日、学校閉校期間を除く）

### 6. その他

- ・ iPad に貼っている番号シールをはがしません。
- ・ 修理・調整の際に困る場合があるので、ホーム画面のアイコンの並び方や背景などの設定を勝手に変えてはいけません。



### 7. 使用の制限

- ・ 「学習用タブレット端末（iPad）の利用ルール」が守れないときは、iPad を使うことができなくなる場合があります。

自分のものではなく、市から借りているものということを忘れずに、ルールを守って有効に活用しましょう。